

○サイバー事案対処官等運用要綱

令和5年8月30日

サ 対 第 178 号

警 察 本 部 長

サイバー事案対処官等運用要綱の制定について（通達）

この度、高度化するサイバー事案に的確に対処するため、サイバー犯罪捜査官等運用要綱の制定について（平成29年サ対第891号）の全部を別添のとおり改正し、令和5年9月1日から運用することとしたから、誤りのないようにされたい。

別添

サイバー事案対処官等運用要綱

第1 趣旨

この要綱は、サイバー事案対処官等の適正かつ効果的な運用を図るため、サイバー事案対処官等の指定、運用等に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

この要綱における用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

- (1) サイバー事案 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）違反、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）違反、電子計算機損壊等業務妨害、不正指令電磁的記録に関する罪、インターネット・オークション等を利用した詐欺、インターネットを利用したわいせつ物及び児童ポルノの公然陳列又は販売、著作権法（昭和45年法律第48号）違反、薬物又は銃器の密売（規制薬物の広告を含む。）、ホームページ等を利用した脅迫、名誉棄損又は信用棄損その他高度な情報技術を利用する犯罪をいう。
- (2) サイバー事案対処官等 サイバー事案特別指定対処官及びサイバー事案対処官をいう。

第3 任務

サイバー事案対処官等は、サイバー事案その他コンピュータ及びコンピュータ・ネットワークに関する専門の知識、技能等を必要とする事案（以下「サイバー事案等」という。）への対処のほか、次に掲げる区分に応じ、サイバー事案等に係る職員への指導、助言等を行い、サイバー事案対処能力の向上に資する活動を行うことを任務とする。

- (1) サイバー事案特別指定対処官 サイバー事案等において、職員に対する指導及び助言を行うものとする。
- (2) サイバー事案対処官 サイバー事案等において、自所属の職員に対する指導及び助言を行うものとする。

第4 指定等

1 サイバー事案特別指定対処官

- (1) 生活安全部サイバー局サイバー対策課長（以下「サイバー対策課長」という。）は、サイバー事案の対処に係る能力検定（以下「サイバー検定」という。）の上級を取得している警察官について、当該警察官の配置所属の長と協議の上、適格者を選考するもの

とする。

- (2) 警察本部長は、前記(1)の規定による選考に基づき、サイバー事案特別指定対処官を指定するものとする。

2 サイバー事案対処官

サイバー検定の中級以上を取得している警察官（サイバー事案特別指定対処官を除く。）をサイバー事案対処官とする。

3 通知

サイバー対策課長は、サイバー事案対処官等の周知及びその活用を推進するため、サイバー事案対処官等名簿（別記様式）を作成し、各所属長に送付するものとする。

第5 指定の解除等

1 指定の解除

- (1) サイバー対策課長は、サイバー事案特別指定対処官として運用が困難と認めるときは、当該サイバー事案特別指定対処官の配置所属の長と指定の解除について協議し、その必要を認めるときは、警察本部長に指定の解除を申請するものとする。

- (2) 警察本部長は、前記(1)の規定による申請に基づき、サイバー事案特別指定対処官の指定を解除するものとする。

2 通知

サイバー対策課長は、前記1の規定により、サイバー事案特別指定対処官の指定が解除されたときは、その旨を当該警察官の配置所属の長に通知するものとする。

第6 運用

所属長は、自所属のサイバー事案対処官等について、サイバー事案等への対処の適性及び能力を有する人材として、サイバー事案等への対処、職員への教養等に際し、部門にかかわらず積極的な運用を図るものとする。

第7 サイバー事案特別指定対処官の派遣等

警察本部長は、サイバー事案等の対処において必要があると認めるときは、必要とするサイバー事案特別指定対処官の配置所属の長に対し、当該サイバー事案特別指定対処官の派遣を命じるものとし、派遣されたサイバー事案特別指定対処官は、警察本部長が特に命ずる場合を除き、派遣先の所属の長の指揮下に入るものとする。

第8 教養訓練

サイバー対策課長は、サイバー事案対処官等の技能向上のための教養及び訓練を計画的に実施するものとし、関係所属長は、自所属のサイバー事案対処官等を、当該教養及び訓練に参加させるなどして、サイバー事案対処能力の維持向上に努めるものとする。

第9 細部事項

この要綱に定めるもののほか、サイバー事案対処官等の指定、運用等に関する細部事項については、サイバー対策課長が別に示す。

実施日

この通達は、令和5年9月1日から実施する。

